

雇用保険法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

◎ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（本則関係）	2
◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（附則第六条関係）	9
◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（附則第八条関係）	10
◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（附則第十条関係）	11

◎ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（就業促進手当） 第五十六条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第一項第一号ロに該当する者 基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額（同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続き六箇月以上雇用される者であつて厚生労働省令で定めるものにあつては、当該額に、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の四を乗じて得た数を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額を加えて得た額）</p> <p>三（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>（教育訓練給付金） 第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）が、厚生労働省令で定め</p>	<p>（就業促進手当） 第五十六条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第一項第一号ロに該当する者 基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額</p> <p>三（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>（教育訓練給付金） 第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促</p>

るところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を受けている場合であつて厚生労働省令で定める場合を含み、当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により厚生労働省令で定める証明がされた場合に限る。）において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

一・二（略）

2 前項の支給要件期間は、教育訓練給付対象者が基準日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続き被保険者（高年齢継続被保険者を除く。以下この項において同じ。）として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を通算した期間）とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除いて算定した期間とする。

一・二（略）

3（略）

4 教育訓練給付金の額は、教育訓練給付対象者が第一項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用（厚生労働省令で定める範囲内のものに限る。）の額（当該教育訓練の受講のために支払つた費用の額であることについて当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。）に百分の二十以上百分の六十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額（その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額）とする。

進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を行った指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた場合に限る。）において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

一・二（略）

2 前項の支給要件期間は、同項各号に掲げる者が基準日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続き被保険者（高年齢継続被保険者を除く。以下この項において同じ。）として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を通算した期間）とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除いて算定した期間とする。

一・二（略）

3（略）

4 教育訓練給付金の額は、第一項各号に掲げる者が同項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用（厚生労働省令で定める範囲内のものに限る。）の額（当該教育訓練の受講のために支払つた費用の額であることについて当該教育訓練を行った指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。）に百分の二十以上百分の四十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額（その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額）とする。

5 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により教育訓練給付金の額として算定された額が厚生労働省令で定める額を超えないとき、又は教育訓練給付対象者が基準日前厚生労働省令で定める期間内に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、教育訓練給付金は、支給しない。

(報告等)

第七十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2～4 (略)

(資料の提供等)

第七十七条の二 行政庁は、関係行政機関又は公私の団体に対して、この法律の施行に関して必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

附則

(基本手当の支給に関する暫定措置)

5 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により教育訓練給付金の額として算定された額が厚生労働省令で定める額を超えないときは、教育訓練給付金は、支給しない。

(報告等)

第七十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは第十条の二第一項各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2～4 (略)

附則

(基本手当の支給に関する暫定措置)

第四条 第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、受給資格に係る離職の日が平成二十一年三月三十一日から平成二十九年三月三十一日までの間であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者（第二十二條第二項に規定する受給資格者を除く。）を第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして第二十二條、第二十二條及び第二十三條第一項の規定を適用する。

（給付日数の延長に関する暫定措置）

第五条 受給資格に係る離職の日が平成二十九年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二條第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三條第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十二條第一項及び第二十二條の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

一・二 （略）

2～4 （略）

（就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置）

第十条 第五十七條第一項第一号に規定する再離職の日が平成二十一年三月三十一日から平成二十九年三月三十一日までの間である受給

第四条 第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、受給資格に係る離職の日が平成二十一年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日までの間であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者（第二十二條第二項に規定する受給資格者を除く。）を第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして第二十二條、第二十二條及び第二十三條第一項の規定を適用する。

（給付日数の延長に関する暫定措置）

第五条 受給資格に係る離職の日が平成二十六年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二條第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三條第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十二條第一項及び第二十二條の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

一・二 （略）

2～4 （略）

（就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置）

第十条 第五十七條第一項第一号に規定する再離職の日が平成二十一年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日までの間である受給

資格者に係る同条の規定の適用については、同条第二項中「いずれか」とあるのは、「いずれか又は再離職について第十三条第三項に規定する特定理由離職者」とする。

(教育訓練支援給付金)

第十一条の二 教育訓練支援給付金は、教育訓練給付対象者（前条に規定する者のうち、第六十条の二第一項第二号に該当する者であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。）であつて、厚生労働省令で定めるところにより、平成三十一年三月三十一日以前に同項に規定する教育訓練であつて厚生労働省令で定めるものを開始したもの（当該教育訓練を開始した日における年齢が四十五歳未満であるものに限る。）が、当該教育訓練を受けている日（当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた日に限る。）のうち失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について支給する。この場合における第十条第五項及び第六十条の三の規定の適用については、同項中「教育訓練給付金」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」と、同条第一項中「により教育訓練給付金」とあるのは「により教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金」と、「教育訓練給付金」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」と、同条第二項中「により教育訓練給付金」とあるのは「により教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」と、同条第三項中「教育訓練給付金」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」と、「前条第二項」とあるのは「前条第二項及び附則第十一条の二第一項」とする。

2 前項の失業していることについての認定は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が行う。

資格者に係る同条の規定の適用については、同条第二項中「いずれか」とあるのは、「いずれか又は再離職について第十三条第三項に規定する特定理由離職者」とする。

3 教育訓練支援給付金の額は、第十七条に規定する賃金日額（以下この項において単に「賃金日額」という。）に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万七千四百四十円以下の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逡増に应じ、逡減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額に百分の五十を乗じて得た額とする。

4 基本手当が支給される期間及び第二十一条、第二十九条第一項（附則第五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間については、教育訓練支援給付金は、支給しない。

5 第二十一条、第三十一条第一項及び第七十八条の規定は、教育訓練支援給付金について準用する。この場合において、第二十一条及び同項中「受給資格者」とあるのは「教育訓練支援給付金の支給を受けることができる者」と、同項中「死亡したため失業の認定」とあるのは「死亡したため附則第十一条の二第一項の失業していることについての認定」と、「について失業の認定」とあるのは「について同項の失業していることについての認定」と、第七十八条中「第十五条第四項第一号の規定により同条第二項に規定する失業の認定」とあるのは「附則第十一条の二第一項の失業していることについての認定」と読み替えるものとする。

（育児休業給付金に関する暫定措置）

（育児休業給付金に関する暫定措置）

第十二条 第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した被保険者
に対する同条第三項及び第四項の規定の適用については、当分の間
、同条第三項中「次項第二号」とあるのは「次項」と、同条第四項
中「百分の四十に相当する額」とあるのは「百分の五十（当該休業
を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数
が通算して百八十日に達するまでの間に限り、百分の六十七）に相
当する額（支給単位期間に当該育児休業給付金の支給に係る休業日
数の百八十日目に当たる日が属する場合にあつては、休業開始時賃
金日額に当該休業開始当日から当該休業日数の百八十日目に当た
る日までの日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額に、休
業開始時賃金日額に当該休業日数の百八十一日目に当たる日から当
該休業を終了した日又は翌月の休業開始当日の前日のいずれか早
い日までの日数を乗じて得た額の百分の五十に相当する額を加えて
得た額）」とする。

第十二条 第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した被保険者
に対する同条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「
百分の四十」とあるのは、「百分の五十」とする。

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（育児休業手当金に関する暫定措置）</p> <p>第十一条の二 第六十八条の二第一項から第三項までの規定の適用については、<u>当分の間、同条第一項中「及び次項」とあるのは「から第三項まで」と、同項及び同条第三項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（育児休業手当金に関する暫定措置）</p> <p>第十一条の二 第六十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、<u>当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の五十」とする。</u></p>

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （育児休業手当金に関する暫定措置） 第十七条の二 第七十条の二第一項から第三項までの規定の適用については、当分の間、同条第一項及び第三項中「百分の四十」とあるのは、「百分の五十（当該育児休業をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」とする。</p>	<p>附則 （育児休業手当金に関する暫定措置） 第十七条の二 第七十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の五十」とする。</p>

◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方公務員等共済組合法の一部改正）</p> <p>第三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第十四条の七中「昭和五十八年法律第五十九号の施行の日から附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。</p> <p>附則第十七条の二中「同条第一項及び第三項」を「同条第一項中「及び次項」とあるのは「から第三項まで」と、同項及び同条第三項」に、「百分の五十（当該育児休業）」を「百分の五十（当該育児休業等）」に改める。</p> <p>附則第十八条第五項中「特例退職掛金の標準となるべき給料」及び「掛金の標準となつた給料の額」を「標準報酬の月額」に、「掛金の標準となつた期末手当等」を「標準期末手当等」に改め、同条第八項中「第百十四条の二第二項」を「第百十四条の二」に改める。</p> <p>（略）</p>	<p>（地方公務員等共済組合法の一部改正）</p> <p>第三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第十四条の七中「昭和五十八年法律第五十九号の施行の日から附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。</p> <p>附則第十八条第五項中「特例退職掛金の標準となるべき給料」及び「掛金の標準となつた給料の額」を「標準報酬の月額」に、「掛金の標準となつた期末手当等」を「標準期末手当等」に改め、同条第八項中「第百十四条の二第二項」を「第百十四条の二」に改める。</p> <p>（略）</p>